



会議報告

次のとおり各種会議の報告をいたします。

令和4年度第6回理事会

令和5年3月22日(水) 14:05~16:25
広島ガーデンパレス2階「白鳥」にて開催

○議案

第8号議案 令和5年度事業計画書・収支予算書等の承認について

・審議の結果、出席理事全員一致で可決した。

○協議事項

①幼稚園・認定こども園就職フェアについて
・審議の結果、出席理事全員一致で承認した。

○報告事項等

文部科学省委託事業の事業報告、加盟園について、各部各委員会報告、全日関係報告、無料職業紹介事業について、後援名義使用承諾報告、事務局職員事務分掌について、今後の行事予定について報告があった。

令和5年度第1回理事会

令和5年5月17日(水) 13:45~16:10
広島ガーデンパレス2階「白鳥」にて開催

○議案

①第1号議案 令和4年度事業報告の承認について

②第2号議案 令和4年度決算の承認について

③第3号議案 定時評議員会の日時及び場所並びに議題等について

④第4号議案 加盟園代表者会議の日時及び場所並びに議題等について

⑤第5号議案 理事選任後の理事会の開催について

⑥第6号議案 定時評議員会に提出する次期理事候補者の承認について

⑦第7号議案 定時評議員会に提出する次期監事候補者の承認について

⑧第8号議案 貸付利率における理事会の定めについて

・審議の結果、出席理事全員一致で可決した。

○協議事項

①次期役員候補者について

○報告事項等

理事長副理事長職務執行状況の報告、各部各委員報告、加盟園について、全日・関係団体報告、後援名義の使用承諾について、無料職業紹介事業について、今後の行事予定について報告があった。

令和5年度第2回理事会

令和5年6月8日(木) 14:30~15:00
広島ガーデンパレス3階「響」にて開催

○議案

①第9号議案 理事長及び副理事長の選定について

②第10号議案 副理事長の分担業務について

③第11号議案 理事長の代行順序について

・審議の結果、出席理事全員一致で可決した。

○報告事項等

今後の行事予定、理事及び監事の就任手続きについて連絡があった。

令和5年度第3回理事会

令和5年6月19日(月) 15:10~16:00
ANAクラウンプラザホテル広島3階「アカシア」にて開催

○議案

①第12号議案 各委員会委員長及び副委員長の選定について

- ②第13号議案 各委員会委員の選任について
・審議の結果、出席理事全員一致で可決した。

○報告事項等

各部各委員会からの報告、全日・関係団体報告、今後の行事予定について報告があった。

監事監査

令和5年5月9日（火）

広島ガーデンパレス3階「響」にて開催

米川晃監事、藤井行夫監事、猪野良雄監事の3名が、正副理事長立会いの下、令和4年度の事業及び会計監査を行った。監査では、適正に処理されている旨が告げられた。

定時評議員会

令和5年6月8日（木）12：35～13：58

広島ガーデンパレス2階「錦」にて開催

○議案

第1号議案 令和4年度決算の承認について

第2号議案 理事の選任について

第3号議案 監事の選任について

・上記の議案について可決された。

○報告事項

令和4年度事業報告、令和5年度事業計画、令和5年度収支予算について説明があった。



(評議員会の様子)

加盟園代表者会議

令和5年6月8日（木）15：30～17：10

広島ガーデンパレス2階「鳳凰」にて開催

山中隆司理事長のあいさつの後、広島県議会議員 中本隆志様、広島県環境県民局学事課長 佐々木康弘様に祝辞をいただき、会議に入った。



(中本広島県議会議長)



(佐々木学事課長)

- ① 役員の改選報告
山中理事長が、理事及び監事の改選について報告した。
- ② 令和4年度事業報告及び決算報告について
事業報告について山中理事長、水原、清川、龍永各副理事長が、決算報告について岡本事務局長がそれぞれ説明を行うとともに、米川監事から監査報告が行われた。
- ③ 令和5年度事業計画及び収支予算について
事業計画について山中理事長が、収支予算について岡本事務局長がそれぞれ説明した。
・上記の他に、日本私立学校振興・共済事業団から説明があった。



(加盟園代表者会議の様子)



～正副理事長就任のごあいさつ～

理事長就任のごあいさつ

6月の理事会におきまして、理事長に推薦いただき就任いたしました。何卒よろしくお願い申し上げます。

幼稚園連盟の長い歴史の中、その時々で、抱えてきた課題を解決してこられた先陣の志を引き継ぎ、次代を担う子ども達のしあわせの為に、加盟園の皆様とともに力を合わせて諸課題に取り組んでまいり所存です。

少子高齢化と叫ばれてから数十年が経過し、今や出生数も激減の時代を迎えました。乳幼児保育教育制度の改革、働き方改革、社会情勢の変化等我々を取り巻く環境は目まぐるしく変化してきました。この変革の時代の中においても、これからの時代を生きる子どもが、幸せな人生をおくれるよう、「生きる力」の源を育ていけるよう、私立幼稚園が地域になくてはならない幼児教育施設として永続して行けるよう、直面する課題の解決、将来に向けての政策提言に取り組んでまいります。

令和5年4月よりこども家庭庁が創設され、その役割に大きく期待を寄せるところです。子どもを産み育てやすい社会の実現、子どもの権利が保障される社会の実現等が掲げられています。しかし、子どもの貧困問題、子どもの虐待問題、不登校の問題等は深刻化しています。これらの課題が早期に解決に向かうよう、加盟園の皆様と連携協力して国、県、市町への政策を提言していきたいと思っております。宜しくお願いいたします。

理事長 山中隆司 みどり幼稚園

副理事長就任のごあいさつ

加盟園の設置者、園長先生方におかれましては、私立学校法の改正への理解や、各園の類型別試算見込みの把握、また施設型給付を受ける園では、処遇改善加算Ⅱの為に研修時間を確保しなくてはならない等、頭を悩ませることが多いことと存じます。

7月の設置者園長研修会では、保育者の育成に向けた教育実習の在り方について考え学び、私立学校法の改正の要点をともに押さえていけたらと思えます。

また、研修時間が確保できるよう、今後も乳幼児教育支援センターとの連携を図ってまいります。

どのような種類の園であっても、幼児教育を大切に守り発展し続けていくためには、研究、研修は欠かせないものだと思います。しかしながら、長時間保育や長期休業期間中の開園が必要となってきた昨今におきましては、なかなか今まで通りの研修を保育者が受講することが難しくなっています。また、安全面での講習や乳児に関する知識など幅広い分野での研修も必要不可欠であり、“いつでも”“どこでも”“誰でも”といった受講ができるよう、オンデマンド研修にも力を入れてまいります。

全日本私立幼稚園幼児教育研究機構では、大きくシステム等の改革を行い始めました。私達も独自の研修システムを構築していかなければならない時が来たように思います。

みなさまのお知恵をお借りしながら今年度も頑張ってお努めしてまいりたいと思っておりますので、どうぞ宜しくお願い致します。

副理事長(研究部長) 水原紫乃 焼山こぼと幼稚園

副理事長就任のごあいさつ

6月下旬、年中児が二人、それぞれ家庭で足、手を骨折。一人はサッカーボールで遊んでいて、もう一人は転びそうになり手をついた際、肘と指を……。子ども達の運動不足はコロナの爪痕であり深刻に実感せざるを得ない出来事でした。2人とも活発な子ども故にショックも大きかったのですが、「困ったらお助けマンになってあげるね」「牛乳飲んだら早く治るよ」等々思わずフッフ！周りの子ども達の思いやりに元気をもらいました。

この度の理事改選で副理事長の役に再任となり運営部長という役割をいただきました清川です。出生率の著しい低下、0歳からの入園児確保、人材確保・定着等々、私達私立幼稚園・こども園を取り巻く環境は益々厳しいものになっています。連盟としての在り方を財務、人材確保・政策委員会のメンバーと共に議論を交わし、全日、県・市町の動きにアンテナを張り、スピーディーに動いていきたいと思いません。よろしくお願いたします。

副理事長（運営部長） 清川里佳 ひろみ幼稚園



副理事長就任のごあいさつ

この度、副理事長（総務部長）を拝命いたしました。主には総務委員会と広報委員会を担当させていただきます。

昨今、子どもたちを取り巻く環境は、保護者や家庭の様々な事情により、またそれぞれの地域の状況等で多様化していますが、どのような環境にあっても、子どもたちの幸せな成長を願う気持ちに変わりはありません。

その中で私立の幼稚園や認定こども園は、そうした条件に適應する基準を満たした安心安全な施設を整え、何よりも、それぞれの園の建学精神を大切に、様々な研修等を通して日々研鑽を重ね、教育と保育の質のアップデートに努めています。

広報委員会では、各園での取り組みを対外的にしっかりPRするため、連盟ホームページやSNS等で対外発信をしていくことに注力し、より私立の幼稚園・認定こども園の存在を認知していただけるように努めてまいります。更に、直近の皆様の声の多くに人材確保についての悩みがありました。よって、これまで以上に対外発信を強化し養成校とも連携を図りたいと思います。

また、総務委員会では従来の活動をベースとし、今後の連盟の在り方を理事長はじめ加盟園の皆様と共に考え、加盟園であることの重要性をさらに認識できるよう、微力ながら全力で取り組んでいきたいと思いません。皆様のご指導ご鞭撻をどうぞよろしくお願いたします。

副理事長（総務部長） 龍永和成 永照幼稚園



左上から山中理事長、龍永副理事長
左下から清川副理事長、水原副理事長

役員名簿

役員改選後の理事・監事は次のとおりです。

☆印は新任、再任

(五十音順)

役員名	氏名	役職等
理事長	山中隆司	(学)みどり学園理事長 みどり幼稚園園長
副理事長	水原紫乃	(学)多幾山学園 焼山こぼと幼稚園園長
//	清川里佳	(学)博美学園理事長 ひろみ幼稚園園長
//	龍永和成	(学)永照寺学園理事長 (永照幼稚園)
理事	☆沢内順子	(学)光塩学園 廿日市聖母マリア幼稚園園長
//	岸田正博	(学)広沢学園理事長 (祇園幼稚園)
//	清信真	(学)ふじさわ学園理事長 せいふう認定こども園園長
//	久保田貴八郎	(学)府中石田学院 認定こども園つばめ園長
//	久保大乘	(学)久保学園 至心幼稚園副園長
//	熊原得也	(学)光耀学園理事長 かやのみ幼稚園園長
//	小島信章	(学)龍松学園理事長 私立幼稚園昭和園園長
//	☆武田修子	(学)法輪学園 認定こども園ほうりんこころ幼稚園園長
//	手塚由美子	(学)広島南部教会学園 フレーザー幼稚園園長
//	橋本真	(学)広島ルーテル学園 谷の百合幼稚園園長
//	☆平原弘史	(学)宝徳寺学園理事長 (認定こども園宝徳幼稚園)
//	☆馬越洋介	(学)馬越学園理事長 (西条みづき認定こども園)
//	柳川佳子	(学)岩岡学園 親和幼稚園園長
//	柳澤尚志	(学)杉原学園 松永幼稚園副園長
監事	猪野良雄	(学)猪野学園理事長 認定こども園第二聖徳幼稚園園長
//	藤井行夫	(学)三光学園理事長 (千鶴幼稚園)
//	米川晃	(学)青葉学園理事長 青葉幼稚園園長

※1 いずれも非常勤。

※2 理事の任期は、令和5年6月8日から令和7年度定時評議員会の終結の時まで。今回選任監事(藤井)の任期は令和9年定時評議員会の終結の時まで。

加盟園の現状等～お知らせ～

1 加盟園の状況について（令和5年5月1日現在）

加盟園の状況についてご報告します。

○加盟園総数 199園（休園：1園）

法人区分	私学助成を受ける幼稚園	施設型給付を受ける幼稚園	幼保連携型認定こども園	幼稚園型認定こども園	合計
学校法人	74 (△16)	43 (+9)	18 (+4)	60 (+1)	195 (△2)
宗教法人	0	1	0	0	1
社会福祉法人	0	0	0	1	1
個人	1	0	0	0	1
小計	75 (△16)	44 (+9)	18 (+4)	61 (+1)	198 (△2)
合計	119		79		

※表中の（ ）は昨年度比の増減園数

2 広島県学事課の事務分掌（幼稚園関係）について（令和5年4月1日現在）

学事課の担当については次のとおりです。

学事課長 佐々木康弘 氏
 参事 出原真紀子 氏
 主査 木原真美 氏（文教グループ）
 // 土井民子 氏（幼稚園の認可等）
 主任 高山笙子 氏（経常費補助金）
 // 脇田優作 氏（施設整備費補助金）

3 事務局からのお知らせ

○事務局員の担当業務（令和5年4月1日現在）

各担当業務については次のとおりです。どうぞよろしくお願いいたします。

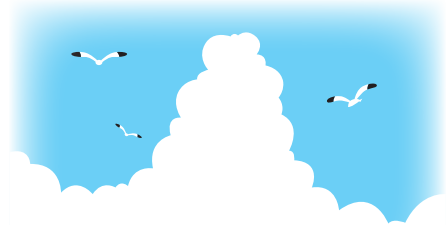
事務局長 岡本一哉
 事務局員 佐伯奈津子 各種会議、人材確保・無料職業紹介、広報事業等
 // 越智由美 各種研修会、特別支援事業、表彰事業等
 // 田中美佳 貸付業務、退職金業務、加盟園の異動、慶弔事務等
 // 栗栖智恵子 園児数調査、会計業務等



新採用教員研修会

3月27、28日に広島ガーデンパレスにて新採用教員研修会が行われ、109名の先生方が参加されました。講師と演題を以下のとおりご報告いたします。

- ①講演「社会人としての心構え」
学校法人穴吹学園広報部 水谷郁恵先生
- ②講演「保育者として生きる喜びと責任」
かえで幼稚園園長 中丸元良先生
- ③講演「幼児期における人権教育の進め方」
広島県教育委員会豊かな心と身体育成課
人権教育係長 大平剛生先生
- ④講演「絵本や物語などに親しむ」
比治山大学短期大学部幼児教育科教授 菊野秀樹先生
- ⑤グループ討議「素敵な保育者になるために」
焼山こぼと幼稚園園長 水原紫乃先生
- ⑥講演「社会人としてのマナー」
ひろみ幼稚園園長 清川里佳先生
- ⑦講演「こどもの“素敵な時”に出会うヒント」
フレーザー幼稚園園長 手塚由美子先生
- ⑧講演「私学共済制度について」
日本私立学校振興・共済事業団広島会館
共済業務課課長代理 菊地芳枝様
- ⑨表現発表会
- ⑩体験発表「私の保育をふりかえって！」
コーディネーター：至心幼稚園副園長 久保大乘先生
発表者：経験年数1年 西条幼稚園 中澤優里先生
3年 広島女学院ゲーンズ幼稚園 島有里咲先生
35年以上 ほうりん東野幼稚園 城野愛子先生
- ⑪鑑賞会「音楽を体現しよう！」 大丸ロケッツ



就職フェアのご報告

例年、「幼稚園・認定こども園ナビゲーション」として実施していました、採用や実習に関するイベントを、今年度は「幼稚園・認定こども園フェア」とし、西部会場を6月10日（土）ANAクラウンプラザホテル広島で、東部会場を7月2日（日）福山ニューキャッスルホテルで実施いたしました。

西部会場はブース32園、パネル24園、東部会場はブース20園、パネル11園の加盟園のご参加をいただき実施することができました。ご協力いただきありがとうございました。

西部・東部ともに、最初に就職アドバイザーの松永先生からブースの回り方や就活の心構えなどのレクチャーがあり、続いて園長先生と現職教諭がパネルディスカッションを行い、ブース説明会の開始という流れで実施いたしました。

西部会場では101人、東部会場では145人のご来場をいただき、来場者は養成校の学生さんのみならず、再就職を希望されている方、養成校の先生方もご参加いただき、盛況のうちに開催することができました。

来場された方からは現職教諭の話聞いて「仕事へのイメージが湧いた、参加してよかった」、「実習日程の予約や、実習予定先の園の先生とお話できてよかった」とお声をいただき、また参加園の先生からは、「例年よりも多くの学生さんがブースに来てくれじっくり話げできた」、「再就職希望者をその場で内定することができた」というお話を伺いました。

今後、当連盟では園と学生とをつなぐイベントやSNSツールを使った広報など積極的に実施していきたいと考えておりますので、是非、加盟園の皆様におかれましてもご協力いただきますようお願い申し上げます。

人材確保・政策委員長 清信 真 せいふう認定こども園



西部会場

東部会場

労使協定の締結、適切に行っていますか？

■はじめに

皆様こんにちは。社会保険労務士の佐々木です。新型コロナウイルスが流行して3年あまりが経過し、感染症法上の区分が「2類相当」から「5類」に引き下げられました。人的交流が活発となり、日常が戻ってきたことを実感しつつ執筆しております。

今回のテーマは「労使協定」についてです。幼稚園さんからの労務相談をお受けする中で、この労使協定が適切に締結されていない。あるいは更新もれや届出の遅れが生じているケースが見られます。あらためて、「労使協定」とは何なのかをご理解頂いた上で、適切に締結されているか、漏れがないかをご確認頂ければと思います。



クラーレ社会保険労務士事務所
特定社会保険労務士

佐々木 亮 先生

■労使協定とは？

まず、「労使協定」とは何なのか？というお話しからしたいと思います。「労使協定」とは、労働者と使用者との間で合意される労働条件や労働関係に関する取り決め（書面による）のことです。ここでご注意いただきたいのは、労使協定は各事業場単位で締結しなければならないことです。（法人単位ではない。）つまり、学校法人にいくつかの園がある場合は、園ごとに締結する必要があります。また、締結当事者は、使用者と労働組合がある場合は労働組合、労働組合がない場合は労働者の過半数代表者との間で締結することになっていますので、幼稚園においては「過半数代表者」が締結当事者（労働者側）になると思います。

■労使協定の種類

労使協定には様々な種類があります。今回は、幼稚園に特に関連性が高いものを選んで確認していこうと思います。

その労使協定は以下のとおりです。

【労基署への届出が必要】

- ① 時間外・休日労働に関する協定（36協定）
 - ② 1年単位の変形労働時間制に関する協定
 - ③ 1ヶ月単位の変形労働時間制に関する協定※
- ※就業規則で定めた場合、協定書の届出は不要

【届出不要】

- ④ 賃金控除に関する協定
- ⑤ 一斉休憩の適用除外に関する協定
- ⑥ 年次有給休暇の時間単位での付与に関する協定
- ⑦ 育児・介護休業等に関する労使協定



いかがでしょうか。ちゃんと締結されていますか？幼稚園に関連性が高いものだけでもこれだけあります。それでは各協定について見ていきましょう。

■届出が必要な労使協定

最初に、労基署への届出が必要な協定から見ていきます。

①時間外・休日労働に関する協定（36協定）

まずは、全ての園さんで締結・届出が必要と思われる「時間外・休日労働に関する協定」通称「36（サブロク）協定」です。

労働基準法では、労働時間は原則として1日8時間・1週間40時間（法定労働時間）までとされており、また休日日数も定められています。しかし、この36協定を締結し、労基署に届け出ることを要件として、法定労働時間を超える時間外労働（残業）及び法定休日における休日労働が認められるわけです。仮に、この36協定を締結・届出せず、時間外労働・休日労働をさせた場合は、「法違反」ということとなります。

また、この36協定をもって、いくらでも残業させて良いわけではなく、限度時間（上限時間）として、1ヶ月45時間（42時間）・1年360時間（320時間）までとされています。（一般条項の場合。かっこ内の時間は、1年変形労働制を採用している場合）

この協定の有効期間についてですが、基本的に1年としているケースがほとんどですので、毎年更新を行う必要が生じます。幼稚園では、様々な管理を年度（4月から翌年3月）とされていると思いますので、起算日を4月1日とした1年とされる園さんが多いのではないのでしょうか？年度が始まる前にあらかじめの届出ができるよう注意しましょう。

②③1年単位・1ヶ月単位の変形労働時間制に関する協定

次に、変形労働時間制に関する労使協定を見ていきましょう。労基法では、法定労働時間によって労働時間等の制限があることは前述の通りですが、この変形労働制を採用することで、その例外をとることができます。幼稚園では、業界の特徴として夏休みや冬休みといった「長期休み」の存在があります。このように、1年を通じて繁閑の差がある場合は、1年単位の変形労働時間制を採用することで、ある特定した日・週の労働時間が法定労働時間を超えていても、年間を通じ平均して週40時間を超えなければ問題ないということになります。例えば4月の年度初めや運動会・参観日など行事がある月は、労働時間・日数を多めにし、逆に夏休みのある8月は、日数・時間を少なくするなどが考えられます。このようにメリハリのある労働時間の設定が可能となるため、導入されている園さんも多いのではないのでしょうか。

1年単位の変形労働制を採用するには、起算日までに労使協定を締結した上で、労基署への届出が必要となります。労働日数や労働時間数などの制限（要件）があり、年間カレンダー等の作成も必要となることから、起算日までに届け出るためには、早めの準備が必要となります。

次に、1ヶ月単位の変形労働制ですが、こちらは「1ヶ月を平均して」週40時間以内であれば、特定した日・週の労働時間が法定労働時間を超えることができる制度です。1ヶ月の中で、繁閑がある業種などに導入されるケースがあります。こちらも、導入の要件として、労使協定の締結・届出が必要ですが、就業規則への規定及びその届出によって、労使協定に替えることができることになっています。

■届出の必要ない労使協定

次に、労使協定の締結は必要であるが、労基署への届出までは不要なものを見ていきます。これらは、協定内容に変更がなく、「自動更新」の条項があれば、その間は有効となりますので、毎年のように更新する必要はありません。

④賃金控除に関する協定

法律上、労働者に対する賃金支払いにおいて、「全額払い」の原則が定められています。これは、法令で定められているもの（税金・社会保険料（私学共済掛金））以外は、全て労働者に支払いなさい（天引きしてはならない）ということです。

この労使協定を締結することで、税金等の法定以外の項目を天引きすることが許されます。幼稚園では「給食費」「駐車場の一部負担金」「積立掛金」などが考えられるでしょうか。労使協定を締結することなく天引きしていませんか？ご確認ください。

⑤一斉休憩の適用除外に関する協定

休憩時間は、特定の業種を除いて「全労働者に一斉に付与する。」必要があります。

この「特定の業種」とは運輸交通業や保健衛生業などがありますが、幼稚園・認定こども園はこの特定の業種に含まれませんので、原則休憩時間の一斉付与が求められます。一方で、現実的には教育現場において、園児がいるなか全職員が一斉に休憩をとることはできません。そこで、この労使協定を締結することで、交替取得が可能となります。また、休憩は「労働時間の途中」に与えなければならないことにも注意してください。

⑥年次有給休暇の時間単位での付与に関する協定

年次有給休暇は、原則として「1日単位」となっていますが、就業規則に規定した上で労働者の同意があれば「半日単位」の休暇も認められています。さらに、「時間単位」の取得を導入する場合は、就業規則への規定及び労使協定の締結が必要となります。時間単位年休の導入によって、休暇管理が煩雑にはなりますが、女性が多く活躍される幼稚園業界にとって「ワークライフバランス」の観点からもニーズは高いものと思われます。この協定を締結すると、年間で「5日」まで時間単位での年休取得が可能となります。

⑦育児・介護休業等に関する労使協定

この労使協定を締結することで、育児・介護休業等を取得できる対象者を限定することができます。例えば「入職1年未満」や「週労働日数2日以下」の職員は育児・介護休業の対象外とするなどです。

■労働者代表の選出

ここまで、各労使協定を見てきましたが、冒頭お話ししたとおり、この協定は「使用者と労働者代表（過半数代表者）」が締結することになります。そこで、問題になるのが過半数代表者の選出方法です。理事長先生や園長先生などが特定の職員を指名するなど、使用者の意向によって過半数代表者を選出した場合、その協定は無効となります。選出の手続きは、投票や挙手など労働者の過半数がその人を選任していることが明確になる民主的な方法をとる必要がありますのでご注意ください。

■さいごに

今回は「労使協定」について取り上げましたが、届出が必要なものだけでなく、届出不要なものであっても、締結していなければ「法違反」に問われる可能性があります。

労務関係では他にも多くの書類を整備しなければならず大変ではありますが、当然のことながら「知らなかった。」では済まされません。ぜひこの機会に見直しされることをお勧めいたします。



広島県私立幼稚園連盟無料職業紹介所 わーくけんよう からのお知らせ

わーくけんようでは、キャリアコンサルタントの資格をもつ就職アドバイザーによる電話相談、園へ出向いての訪問相談を行っておりますので、是非ご活用ください。またメールでも相談を受け付けています。

メールアドレス work-kenyo@work-kenyo.jp

ご相談いただいた内容について、アドバイザーが返信いたします！！

☆6月末日現在の状況をお知らせします☆

◆求人募集の掲載件数 16件

◆2023年7月までにお仕事を探されている方10人（登録者562人）

☆就職アドバイザー電話相談日☆

わーくけんようホームページへ掲載しています！

わーくけんようからのお願い

わーくけんようを利用してマッチングが成立し、途中からシステムを使わずにやり取り（園と直接電話やメール）をして採用に至った場合は必ず事務局へご連絡ください。

※システムで面談、採用年月日等データを随時入力されている場合のご報告は不要です。



事務局だより

行事予定

- 8月2日～3日 教育研修大会／ANAクラウンプラザホテル広島
- 8月18日～19日 第14回幼児教育実践学会／大妻女子大学
- 8月21日～22日 中国地区私立幼稚園教育研修会鳥取大会
／ホテルニューオータニ鳥取 他

慶弔報告

○お悔やみ申し上げます

7月3日 学校法人妙法寺学園(たちばな幼稚園)理事長 関根妙子先生ご逝去

各種アドバイザーのご案内

●相談事業アドバイザー 弁護士 菊永将浩 先生

加盟園で生じたトラブル等を迅速に解決するために弁護士の菊永将浩先生がアドバイザーとして相談窓口を開設しています。

詳細は事務局へお問い合わせください。電話 082-2592-3567

●広島県私立幼稚園連盟 Instagram

就職フェア等の情報発信を行っています！

フォローよろしくお願いたします。



編集後記

アフターコロナで、園も以前の姿を取り戻しつつありますが、多方面で抗えない多くのうねりが起こったことも事実です。

情報伝達の手段も大きくシフトしています。この県幼通信も姿が変わることがあるかもしれませんが、加盟園の皆様に必要な情報を正確に迅速に伝える姿勢はこれからも変わりません。

著しい少子化など私たちに直結する課題も多いですが、みんなで知恵を出し合い乗り越えていけることを念じてやみません。(K)